

# 鹿児島市犯罪被害者等支援金等の主なQ&A

## Q1 具体的にどのような犯罪行為が対象となりますか？

人の生命・身体を害する罪にあたる行為で、主なものとして殺人、強盗致傷、傷害等が該当します。特殊詐欺や窃盗等の「財産に対する被害」、またはインターネットやSNS等における誹謗中傷などの「名誉に対する被害」などの被害者は対象となりません。

## Q2 具体的にどのような犯罪行為が対象となりますか？

この制度は、故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故は対象となりません。ただし、危険運転致死傷罪にあたる場合は支給対象となります。

## Q3 鹿児島市民ですが、犯罪被害を受けた場所が鹿児島市外でも支援金等の対象になりますか？

犯罪被害に遭われたときに、鹿児島市民であれば対象となります。犯罪被害の場所は国内であれば鹿児島市内であるかどうかは問いません。

## Q4 犯罪被害の後に、鹿児島市外へ転居した場合でも支給対象になりますか？

犯罪被害に遭われたときに、鹿児島市民であれば対象となります。

## Q5 犯罪行為の事実はどのように確認するのですか？

申請者の同意に基づき、事件捜査を担当する警察等に犯罪行為の認知に関する照会を行い、確認します。

## Q6 支援金等の対象になる犯罪被害があれば、支給を受けることができますか？ (支援金等の対象外となる場合はどのようなときですか？)

### <対象外となる場合>

- 遺族支援金にあっては、第1順位のご遺族が市外在住の場合に、他の地方公共団体から同様の支援金等を受けているまたは受けることができる場合
- 犯罪行為発生時に、被害者または支援金等の申請者と加害者との間に親族関係(配偶者等の関係(事実婚・パートナーシップの関係を含む)、直系血族等の関係)があったとき  
※支援金等の申請者が18歳未満、または犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除く
- 被害者または支援金等の申請者に、当該犯罪行為を誘発する行為、責めに帰すべき行為があったとき
- 被害者または支援金等の申請者が、暴力団員や暴力団関係者であったとき
- 被害者または支援金等の申請者と加害者との関係や、その他の事情から判断して、支援金の支給を行うことが社会通念上適切でないときと認められるとき。

## Q7 遺族支援金の支給対象となる『遺族』とはだれを指すのですか？

遺族支援金は、ご遺族のうち、下記の範囲及び順位により第1順位となる方が支給対象となります。第1順位遺族となる方が複数名いる場合には、代表者1名が支給対象となります。

<遺族の範囲及び順位>

※ご遺族のうち○内の数字が最も小さい方が第1順位となります。

- 1 ①配偶者(事実婚・パートナーシップの関係を含む)
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯の  
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- 3 上記に該当しない犯罪被害者の  
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

## Q8 重傷病支援金を受けた被害者が、当該犯罪行為を原因として亡くなった場合、遺族見舞金は支給されますか？

すでに支給された重傷病見舞金の額を除いた額である20万円が遺族支援金として支給されます。

## Q9 犯罪被害を受けた者が鹿児島市民であれば、その遺族は、鹿児島市民ではなくても、遺族支援金の支給対象となりますか？

遺族支援金は、ご遺族(第1順位の遺族)が鹿児島市民ではない場合でも、亡くなられた犯罪被害者が犯罪行為発生時に鹿児島市民であれば、支給対象となります。ただし、他の地方公共団体等から遺族支援金と同様の支援金等の支給を受けている場合、または受けることができる場合は支給対象外となります。

## Q10 やむを得ない事情で住民登録せずに鹿児島市に居住していた場合は？

配偶者からの暴力(DV)を受けて避難していた場合など、やむを得ない事情で住民登録せずに鹿児島市に居住していた場合は、鹿児島市に居住していたことを客観的に確認できる場合は、支援金の支給を受けることができます。

## Q11 転居費用助成金の対象経費は？

実際に新たな住居に転居するときに要した費用のうち次に該当するもので、引越事業者や不動産事業者等に支払ったものになります。

- ・ 家財等の運送及び荷造等のサービスに係る費用
- ・ 敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、家賃(入居月、翌月)等